第八条　国際運輸

1　一方の締約者の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

2　第二条の規定にかかわらず、一方の締約者の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、香港特別行政区の企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税で香港特別行政区において今後課されることのあるものを免除される。

3　1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条　関連企業

1　次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約者の企業が他方の締約者の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約者の企業及び他方の締約者の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約者が、他方の締約者において租税を課された当該他方の締約者の企業の利得を1の規定により当該一方の締約者の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約者の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約者の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約者は、その合意された利得に対して当該他方の締約者において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

3　1の規定にかかわらず、締約者は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約者の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約者の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条　配当

1　一方の締約者の居住者である法人が他方の締約者の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2　1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約者においても、当該一方の締約者の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約者の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b)　その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3　2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

4　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約者の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる他の所得をいう。

5　1及び2の規定は、一方の締約者の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6　一方の締約者の居住者である法人が他方の締約者内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約者は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約者内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約者の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約者内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条　利子

1　一方の締約者内において生じ、他方の締約者の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約者において租税を課することができる。

2　1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約者においても、当該一方の締約者の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約者の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約者内において生ずる利子であって、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約者の政府、当該他方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約者の中央銀行又は当該他方の締約者の政府が全面的に所有し、若しくは出資する機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約者の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約者の政府、当該他方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約者の中央銀行又は当該他方の締約者の政府が全面的に所有し、若しくは出資する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有し、若しくは出資する機関」とは、次のものをいう。

(a)　香港特別行政区については、香港金融管理局

(b)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　株式会社日本政策金融公庫

(iii)　独立行政法人国際協力機構

(iv)　独立行政法人日本貿易保険

(c)　一方の締約者の政府が全面的に所有し、又は出資するその他の類似の機関で両締約者の政府が随時合意するもの

5　この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約者の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この協定の適用上利子には該当しない。

6　1から3までの規定は、一方の締約者の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約者内において当該他方の締約者内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。